

## 大阪版 食の安全安心認証制度のご案内



【大阪版食の安全安心認証制度は、『HACCPの考え方を取り入れた基準』です!!!】

### 大阪版食の安全安心認証制度のポイント

- ◆ 食の安全安心に積極的に取り組んでいる飲食店や食品製造施設、販売店を**大阪府が**認証する制度です！
- ☆ 認証基準には、衛生管理だけでなく、コンプライアンス・危機管理についての項目も含まれます。
- ☆ 安全安心のために取り組む項目がわかり、従業員の意識向上につながります。
- ☆ 大阪府が指定した当社のような第三者機関が審査を行い、3年間（更新時から5年間）の認証が取得できます。
- ◆ 認証マークは、安心して利用できるお店・工場の証です！
- ☆ 認証を受けた施設には認証書が交付され、認証マークを施設に掲示したり、広告やホームページに使用できます。
- ☆ 認証を受けた施設を大阪府のホームページ等で積極的に公表します。



### 【認証までの流れ】

【食品事業者】様へ

- ① 認証基準に沿って自主点検を行って下さい。  
認証基準：<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/ninsyou/kijun.html>
- ② 自己採点で、8割以上ができていれば、認証機関（当社）に申請しましょう。  
申請書：<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/ninsyou/>

大阪府以外の他府県の施設についても、  
認証対象となります。

【認証機関】 <<株式会社日本食品エコロジー研究所>>

認証機関一覧：<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/ninsyou/ninshokikan.html>

- ① 書類審査
- ② 施設の実地審査
- ③ 審査会
- ④ 大阪府へ認証施設の報告

【★ 認証基準に8割以上適合していれば 認証決定 ★】

- 大阪府の認証書を交付します。
- 認証マークの使用が認められます。

認定マークの使用基準：<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/ninsyou/maku-kijyun.html>

- 大阪府ホームページや大阪府食の安全安心メールマガジンで認証施設として紹介されます。



### 【認証申請手数料】

◎ 飲食させる営業(調理業)等	新規申請料金：	¥28,900 (税抜)
◎ 食品製造営業等	新規申請料金：	¥49,100 (税抜)
◎ 食品販売営業等	新規申請料金：	¥28,900 (税抜)

(詳細については、下記、当社にお問い合わせください)

大阪版食の安全安心認証機関です (<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/ninsyou/ninshokikan.html>)  
株式会社日本食品エコロジー研究所

〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1番9号

E-mail: [info@jife.co.jp](mailto:info@jife.co.jp)

TEL. (078) 321 - 2311 FAX. (078) 321 - 3066

URL: <http://jife.co.jp>

ホームページからのお問い合わせも受け付けております。

## 大阪版食の安全安心認証制度に係る認証の申請を行う事業者様へ

当社は、「大阪版食の安全安心認証制度」の認証機関として、事業者様からの認証申請に基づく業務を次のとおり行います。

- (1) 認証は、認証を受けようとする事業者様からの申請に基づき、審査の上決定します。
- (2) 認証を受けた事業者様から更新の申請並びに再審査の申請があったときは、審査の上、認証を決定します。
- (3) 認証を受けた事業者様から認証書の再交付の申請があったときは、認証書を再交付します。
- (4) 認証を受けた事業者様から認証申請書の記載事項の変更又は認証の辞退等の届出があったときは、これを受理します。
- (5) 審査に関して、事業者様に自主点検評価表の内容及び施設の衛生管理に関し、必要に応じて指導を行います。
- (6) 認証の審査の結果、認証できない旨の決定がされた施設であって、一定の期間内にその改善が完了したときは、再審査を行います。
- (7) 認証を受けようとする事業者様からの認証申請を受理したとき、認証を受けた事業者様からの認証の更新又は認証書の再交付の申請を受理したとき、及び再審査を行うときは、所定の手数料をいただきます。
- (8) 認証を受けた事業者様が、第15条第1項に掲げる事項のいずれかに該当したときは、認証を取消すことがあります。
- (9) 認証に係る業務を行うため、事業者様から必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、審査員に認証の施設及びその施設を管理する事務等に立入ることがあります。
- (10) 認証の有効期間中に、認証基準が履行されているかどうかの確認を行います。
- (11) 認証を受けた事業者様から異議申し立てがあったときは、これを受理し、対応します。
- (12) 当社は、認証業務を通して知り得た事業者様の秘密を洩らしません。

当社の認証に関するお問い合わせ先

部署名 (株) 日本食品エコロジー研究所

営業部衛生管理課

連絡先 078 (321) 2311